

北九州市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市有資産への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源を確保し、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報印刷物、ホームページ、財産等本市の資産のうち、広告掲載が可能なものとして第4条の規定により定めたものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 局区等 北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第40号）第1条に規定する局、室、区役所、消防局、会計室、教育委員会、行政委員会事務局、農業委員会事務局及び市議会事務局をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 人権侵害となるもの
 - (4) 政治性のあるもの
 - (5) 宗教性のあるもの
 - (6) 社会問題についての主義主張
 - (7) 個人又は法人の名刺広告
 - (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (9) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、広告媒体を有する局区等の長が決定する。

(広告事業推進委員会)

第5条 広告媒体の確保等広告事業の推進を図るため、北九州市広告事業推進委員会を（以

下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の委員長は、総務局行政経営部長を、副委員長は、総務局行政経営課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者及び委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広告事業の円滑な遂行に関する事務
- (2) 新規広告媒体の開拓及び検討に関する事務
- (3) その他、広告事業の拡充に関する事務

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会は、新規広告媒体の開拓及び検討等特別の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、別表2に掲げる者及び委員長が指名する者とする。
- 3 専門部会には、部会長を置き、総務局行政経営課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、専門部会について準用する。

(幹事)

第9条 委員会に、幹事を置くものとする。

- 2 幹事は、委員の属する課等の担当係長をもって充てる。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、総務局行政経営課において処理する。

(広告審査委員会)

第 11 条 局区等は、広告事業者の選定及び広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため
に必要な時は、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

- 2 審査会の委員長は広告媒体の所管局の部長をもって充て、委員は所管課長、広告媒体及
び審査する広告の内容に関する事項を所管する課等関係課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員
がその職務を代行する。

(会議)

第 12 条 審査会の会議は、広告事業者の選定や広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生
じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決
するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を審査会に出席させ、
その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要に応じ。審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞く
ことができる。

(庶務)

第 13 条 審査会の庶務は、広告を掲載する広告媒体を所管する課において処理する。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は総務局長が定める。

付則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後に広告の募集を行ったものに適用し、平成
19 年 3 月 31 日前に広告の募集を行ったものについては、従前の例による。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成 19 年 12 月 12 日以後に広告の募集を行ったものに適用し、平成 19 年 12 月 12 日前に広告の募集を行ったものについては、なお従前の例による。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

広告事業推進委員会

区分	所属	補職名
委員長	総務局	行政経営部長
副委員長	総務局	行政経営課長
委員	会計室	次長
	広報室	広報課長
	技術監理局	契約制度課長
	企画調整局	企画課長
	総務局	総務課長
	財政局	財政課長
		財産活用推進課長
	市民文化スポーツ局	総務区政課長
	保健福祉局	総務課長
	子ども家庭局	総務企画課長
	環境局	総務課長
	産業経済局	総務課長
	建設局	総務課長
	建築都市局	総務課長
	港湾空港局	総務課長
	消防局	総務課長
	教育委員会	総務課長
事務局	総務局	行政経営課

別表2（第8条関係）

専門部会委員

区分	所属	補職名
部会長	総務局	行政経営課長
委員	広報室	広報課長
	市民文化スポーツ局	総務区政課長
	財政局	財政課長
		財産活用推進課長
事務局	総務局	行政経営課